

# 宮城県高等学校体育連盟バスケットボール専門部 規約

## 第一章 名称及び事務局

第一条 本専門部は、宮城県高等学校体育連盟バスケットボール専門部と称する。

第二条 本専門部の事務局は、専門部委員長所在校に置くことを原則とする。

## 第二章 目的

第三条 本専門部は、県下高等学校バスケットボールの健全な普及発展を図ることを目的とする。

## 第三章 組織

第四条 本専門部は、県下の登録高等学校バスケットボール部をもって組織する。

第五条 本専門部は、次の機関を置く。

・顧問総会 ・常任委員会 ・委員会 ・総務部 ・競技部 ・強化部 ・研究部 ・審判部

第六条 本専門部は、次の支部を置きその運営にあたらせる。

・仙南支部 ・仙塩支部 ・大崎支部 ・石巻支部 ・登米栗原支部 ・本吉支部

## 第四章 事業

第七条 本専門部は、第二章の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 本専門部に関する基本方針の研究審議
- 2 高等学校体育連盟主催大会・その他の大会および講習会の開催
- 3 高等学校体育連盟・宮城県スポーツ協会・宮城県バスケットボール協会との連絡提携
- 4 その他本専門部の目的達成のための事項

## 第五章 役員

第八条 本専門部は、次の役員を置く。

1	部長	一名	2	副部長	若干名
3	専門委員長	一名	4	専門副委員長	若干名
5	常任委員	若干名	6	委員	若干名
7	総務部長	一名	8	競技部長	一名
9	強化部長	一名	10	審判部長	一名
11	研究部長	一名	12	監事	二名

第九条 部長及び副部長は、宮城県高等学校体育連盟種目別専門部規定により選出され、部長は本部を代表する。

2 副部長は、部長を補佐し部長事故ある時は職務を代行する。

第十条 専門委員長ならび専門副委員長は、顧問総会において選出され部長が委嘱する。

2 専門委員長は会務を執行する。

3 専門副委員長は、専門委員長を補佐し委員長事故ある時は会務を代行する。

第十一条 常任委員は、次のものとし部長がこれを委嘱する。

・支部委員長 ・総務部長 ・競技部長 ・審判部長 ・強化部長 ・研究部長 ・部長推薦者

第十二条 委員は、次のものとし部長がこれを委嘱する。

・総務部委員 ・競技部委員 ・審判部委員 ・強化部委員 ・研究部委員

第十三条 常任委員は、顧問総会において承認され会務を処理する。

第十四条 監事は、常任委員会において推薦され部長がこれを委嘱する。

2 監事は、本専門部の会計を監査する。

第十五条 役員の任期は、宮城県高等学校体育連盟種目別専門部規約に準じ2年とする。但し、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の在任期間とする。

## 第六章 会 議

第十六条 顧問総会は、部長がこれを召集し、予算、決算、事業その他の重要事項を審議決定する。

第十七条 常任委員会は、部長がこれを召集し、顧問総会に提出する議題、その他重要事項を企画立案する。

第十八条 委員会は、部長がこれを召集し、常任委員会からの諮問に答申する。

第十九条 顧問総会、常任委員会の議題は、出席者の過半数をもって決し、同数の時は議長の決するところによる。但し、委任状は認める。

## 第七章 各部の事業

第二十条 各部は、部事業遂行のため次の事業を行う。

- 1 総務部  
ア 庶務 文書収発・会議の記録 エ 記録報道  
イ 会計 専門部会計執行 オ 情報収集  
ウ 渉外
- 2 競技部  
ア 備品管理  
イ 大会運營業務 組合せ抽選会・大会役員割当て
- 3 強化部  
ア 競技力向上への対策 エ 優秀選手の選考・表彰  
イ 選抜チームの選考並びに強化 オ バスケットボールの普及活動  
ウ 講習会などの企画運営
- 4 研究部  
ア 高等学校バスケットボールの振興に関する研究  
イ 高等学校バスケットボールの実態調査
- 5 審判部  
ア 大会審判割当て エ 派遣審判員の決定  
イ オフィシャル割当ておよび養成  
ウ 審判養成と技術向上

## 第八章 会 計

第二十一条 本専門部の経費は、宮城県高等学校体育連盟より交付金・参加費（高校総体・新人大会・高校選手権大会）ならびに宮城県バスケットボール協会からの補助金でこれに当てる。

第二十二条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第二十三条 予算は、常任委員会で編成し、顧問総会の承認を得ることを要する。

第二十四条 本専門部の会計は、専門部会計担当者所在校に置くことを原則とする。

## 付 則

本規約は、顧問総会の決議がなければ変更することはできない。

本規約は、昭和53年5月8日より施行する。

本規約は、昭和61年2月19日一部改訂、平成7年2月20日一部改訂、平成22年2月18日一部改訂、平成25年2月18日一部改訂、平成31年4月1日一部改訂施行する。